

## 上越市選挙管理委員会告示 第73号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条の規定により、上越市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和6年10月15日

上越市選挙管理委員会  
委員長 澤 海 雄 一

- 1 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時  
場所 上越市木田1丁目1番3号  
上越市役所 木田第2庁舎 3階 2301会議室  
日時 令和6年10月24日(木)午後5時30分